

インフルエンザが 流行しています

照会先 関市保健センター ☎ 24 - 0111

去年の秋から流行している新型インフルエンザ。これから流行し始める季節性インフルエンザ。どちらも、感染予防・拡大予防のための対策には、共通することが多くあります。普段から手洗い・うがいを習慣にして、もしかかった時には咳エチケット（咳やくしゃみが出る場合は、ハンカチなどで口を押さえ、人に向けてないようにする）を守るなど、各自で感染予防・拡大予防に努めましょう。

感染予防のために手を洗いましょう！



<インフルエンザにかかったかな>急な発熱・せき・のどの痛みなど

持病などがなく症状が軽い場合には、できるだけ通常の診療時間内に受診してください。時間外診療に軽症患者が殺到すると、重症患者の診療に支障が出ます。

インフルエンザであるかどうかを判定する簡易迅速検査は、インフルエンザかどうかを100%判定できるものではありません。特に、症状が出てからすぐの場合は、不確実な検査結果となることがあります。

【注意】保護者が見て、子どもの症状が明らかに重篤・重症と思われるときは119番で救急車を呼んでください。

●医療機関を受診する場合

- ・まず、かかりつけ医（かかりつけ医がない場合は、最寄りの医療機関）に電話で相談してください。
- ・受診するときは、医療機関からの受診方法などの指示に従い、マスクを着用するなどして受診してください。

子どもの急な病気で困ったときの相談

小児救急電話相談「# 8000」（局番なしでプッシュ）

または ☎ 058 - 240 - 4199

夜間などの急病の場合の医療機関紹介

救急医療情報センター ☎ 23 - 3799

岐阜県広域災害・救命救急情報センター ホームページ <http://www.qq.pref.gifu.lg.jp/>

初期夜間急病診療支援室（中濃厚生病院内 ☎ 22 - 2211）※主に小児科・内科

診療時間＝平日午後8時～10時（受付時間＝午後7時40分～9時40分）

～新型インフルエンザワクチンについて～

◆ワクチンの接種回数は？

2009年11月11日時点

優先接種対象者	接種回数
妊婦	1回
基礎疾患を有する方	1回（注1）
1歳以上13歳未満	2回
中学生、高校生の年齢にあたる方	当面2回（注2）
1歳未満の乳児の保護者および、優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者など	1回
65歳以上	1回

（注1）著しく免疫反応が抑制されていると考えられる方については、個別に医師とよく相談のうえで、2回接種しても差し支えありません。

（注2）今後の中高生の年齢にあたる方を対象とした臨床試験の1回目の接種結果などを踏まえ変更される可能性があります。

◆ワクチン接種の効果と安全性は？

インフルエンザワクチンは、重症化などの防止に一定の効果が期待されていますが、感染防止の効果は保証されていません。今回の新型インフルエンザワクチンの接種の目的は、①死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、②患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ必要な医療を確保することです。今回の国内産インフルエンザワクチンの安全性は、季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられます。

ワクチンの効果の持続期間について

季節性インフルエンザワクチンで2回接種した成績によると、2回目の接種から1～2週後に抗体が上昇し始め、1カ月後までにはピークに達し、3～4カ月後には徐々に低下傾向を示します。したがって、ワクチンの予防効果が期待できるのは接種後2週から5カ月程度と考えられており、新型インフルエンザワクチンでも同程度と考えられます。

◆ワクチンの接種費用は？

接種の際、医療機関で実費を徴収します。原則として全国一律の金額です。

【接種費用】 合計6,150円（1回目3,600円、2回目2,550円）

※ただし、1回目と異なる医療機関で2回目を接種する場合は、基本的な健康状態などの確認が必要なため、2回目も3,600円となります。

新型インフルエンザワクチンの接種費助成

- ◆対象 優先接種対象者（注）のうち住民税非課税世帯または生活保護世帯の方
- ◆助成額 1回目3,600円 2回目2,550円
- ◆手続き 医療機関で接種予約後、予防接種を受ける前に所定の申請書を近くの保健センター（板取、上之保地域は各事務所）に提出してください。審査後、「接種助成券」を交付します。
- ◆持ち物 印鑑、申請者の身分を証明するもの、母子健康手帳など
- ◆その他 市内の医療機関で接種する場合は、医療機関窓口で接種助成券を提出すれば、窓口での支払いはなくなります（ただし、決められた助成額の範囲）。市外の医療機関で接種する場合は、窓口でいったん接種費を支払ったあと、市へ接種費を請求してください。請求時には、助成券、領収書、接種済証などの書類が必要です。

（注）優先接種対象者とは、①妊婦、②基礎疾患がありかかりつけ医が必要と認めた者、③1歳から小学校3年生、④1歳未満の小児の保護者および優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者など、⑤小学校4年生から高校生に相当する年齢の者、⑥65歳以上の者を指します。